

山口県報

平成23年
2月1日
(火曜日)

目次

告示	七
救急診療所でなくなった医療機関(地域医療推進室)	一
土地改良区の農業用排水施設等に関する管理規程の認可(農村整備課)	一
解除予定保安林(周南市)(森林整備課)	二
解除予定保安林(秋市)(森林整備課)	二
森林法の規定に基づく許可をすべき皆伐面積の限度(森林整備課)	二
道路の区域の変更(道路整備課)	三
道路の供用の開始(道路整備課)	三
公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可(港湾課)	四
道路の位置の指定(建築指導課)	五
公告	六
国土調査の成果の認証(地域政策課)	六
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)	六
大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課)	六
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)	七
土地改良区役員の届出(農村整備課)	七

山口県告示第四十五号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項に規定する診療所でなくなった。



平成二十三年二月一日

名称
明石整形外科医院

所在地
周南市慶万町一番一五号

山口県知事 二井 関成

山口県告示第四十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十七条の二第三項の規定により、土地改良区のエん堤に関する管理規程を次のとおり認可した。

平成二十三年二月一日

山口県知事 二井 関成

一 土地改良区の名称

下関土地改良区

二 管理規程により管理を行う施設

吉田堰

三 管理規程の概要

(一) 貯水、放流又は取水に関する事項

1 かんがい期間(毎年六月二十一日から九月三十日まで)における用水の取水量は、一日につき二万三千九百八十八立方メートル以下とする。

2 堰のゲートの倒伏は、原則として自動転倒機能によらなければならない。手動により倒伏の操作をする場合は、あらかじめ堰の周辺及び下流に人がいないことを確認し、複数の操作員により一門ずつ行うものとする。

3 堰の操作員は、堰の地点における水深が一メートル未満となったときは、自動転倒機能により倒伏したゲートを起立させることができる。

(二) 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項
堰の操作員は、毎年、かんがい期間の開始前に、堰の点検及び整備を行うものとする。

(三) 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

1 干ばつにより堰の地点における水位が低下し、取水に支障が生ずるおそれがあるときは、その状況を王喜地区運営委員長に報告し、その指示により、必要な措置を講ずるものとする。

2 県営木屋川ダムから洪水時の緊急放流伝達を受けた場合であっても、堰のゲートの倒伏は、原則として自動転倒機能によらなければならない。

四 認可年月日

平成二十三年一月二十五日

山口県告示第四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成二十三年二月一日

山口県知事 二井 関成

一 解除予定保安林の所在場所

周南市大字久米字栗ヶ迫八三五の三（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び周南市産業観光部農林課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成二十三年二月一日

山口県知事 二井 関成

一 解除予定保安林の所在場所

萩市大字佐々並字新茶屋一三八の八五

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

山口県告示第四十九号

平成二十三年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成二十三年二月一日

山口県知事 二井 関成

一 水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林

同一の単位とされる集団の区域	行政単位数	区域	許可をすべき皆伐面積の限度	
			水源かん養保安林（ヘクタール）	土砂流出防備保安林（ヘクタール）
阿北地区	萩市（平成十七年三月五日における阿武郡田方川町、須佐町及び福栄村の区域に限る。） 阿武郡阿武町	萩市（平成十七年三月五日における阿武郡阿武町） 阿武郡阿武町	五七・四四	一八二・七二
橋本川	萩市（平成十七年三月五日における阿武郡阿武町） 阿武郡阿武町	萩市（平成十七年三月五日における阿武郡阿武町） 阿武郡阿武町	八九六・九〇	二二〇・六九
大津地区	長門市	長門市	四一九・八五	一五四・五〇
豊浦地区	下関市	下関市	三六一・五八	一七二・四三
厚東川（厚狭川）	宇部市 美祿市 山陽小野田市	宇部市（平成十七年九月三十日における山口市並びに吉敷郡秋穂町、小郡町及び阿知須町の区域に限る。） 山口市（平成十七年九月三十日における佐波郡徳地町の区域に限る。） 防府市	六六九・八一	二二七・一三
榎野川	山口市（平成十七年九月三十日における山口市並びに吉敷郡秋穂町、小郡町及び阿知須町の区域に限る。）	山口市（平成十七年九月三十日における山口市並びに吉敷郡秋穂町、小郡町及び阿知須町の区域に限る。）	二七六・三三	三三五・一五
佐波川	山口市（平成十七年九月三十日における佐波郡徳地町の区域に限る。） 防府市	山口市（平成十七年九月三十日における佐波郡徳地町の区域に限る。） 防府市	七二七・七二	三三五・六二
徳山地区	下松市 周南市（平成十五年四月二十日における徳山市、新南陽市及び都濃郡鹿野町の区域に限る。） 新南陽市	下松市（平成十五年四月二十日における徳山市、新南陽市及び都濃郡鹿野町の区域に限る。） 新南陽市	四〇一・一四	一五六・七九
田布施川（島田川）	光市 周南市（平成十五年四月二十日における熊毛郡熊毛町の区域に限る。） 熊毛郡熊毛町	光市（平成十五年四月二十日における熊毛郡熊毛町の区域に限る。） 熊毛郡熊毛町	—	六五・一四
由宇川（柳井川）	岩国市（平成十八年三月十九日における玖珂郡由宇町、玖珂町及び周東町の区域に限る。） 柳井市	岩国市（平成十八年三月十九日における玖珂郡由宇町、玖珂町及び周東町の区域に限る。） 柳井市	一四・六六	一五七・四二
錦川下流	岩国市（平成十八年三月十九日における玖珂郡美和町の区域に限る。） 玖珂郡美和町	岩国市（平成十八年三月十九日における玖珂郡美和町の区域に限る。） 玖珂郡美和町	五二二・八四	一一一・三五
大島地区	大島郡周防大島町	大島郡周防大島町	—	六・九八

二 魚つき保安林

阿武町	四・三〇	宇部市	〇・二二	上関町	九・〇四	周防大島町	一一・五八
萩市	二七・三八	防府市	三・九〇	平生町	〇・七二		
長門市	一八・二八	下松市	三・二八	柳井市	二・〇七		
下関市	一一・六六	周南市	〇・五〇	岩国市	二・〇六		

三 保健保安林

山口県	一三四・七四
-----	--------

山口県告示第五十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成二十三年二月一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月一日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 一般国道
 路線名 四三五号
 道路の区域

区間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
下関市豊田町大字殿敷字江津一九六三の一地先	新	最狭 一一七・三七	二五・〇	道路改良工事が完了による。
	旧	最狭 一一七・三七	二五・〇	

道路の種類 県道
 路線名 豊浦豊田線
 道路の区域

区間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
下関市豊田町大字江良字華山一三五の二四の地先から同市豊田町大字江良字後ひら二二三の一地先まで	新	最狭 一四・〇一	一一・五	道路改良工事が完了による。
	旧	最狭 五・六	一一・五	

道路の種類 県道
 路線名 奥秋吉台公園線
 道路の区域

区間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
美祢市美東町赤字森之元一五の一地先から同市美東町絵堂字片山二二九の一地先まで	新	最狭 一九・三〇	三九六・一	終点の変更による。県道小郡三隅線の道路の区域(重用)
	旧	最狭 		

山口県告示第五十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成二十三年二月一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月一日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
四一般国道 四三五号	下関市豊田町大字殿敷字江津一九六三の一地主	平成二十三年二月二日
路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
豊浦豊田線	下関市豊田町大字江良字華山一三五の二四地主から 同市豊田町大字江良字後ひら三の一地主まで	平成二十三年二月二日

山口県告示第五十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成二十三年二月一日

山口県知事 二井 関 成

一 埋立区域

(一) 位置

1 第一工区

下関市豊浦町大字小串字先の浜一五九の三及び同市豊浦町大字小串字大先二一八五の一地主公有水面

2 第二工区

(1) 第一区 下関市豊浦町大字小串字先の浜一五九の二四地主公有水面
第二区 下関市豊浦町大字小串字石堂七の三に沿接する堤から同市豊浦町大字小串字

(二) 区域

1 第一工区 次の一の地点から三の地点までを順次結んだ線、三の地点から二八九度三一分四四秒四九・六二メートルの地点を中心とする半径四九・六二メートルの円で三

の地点と四の地点を結ぶ東側の円弧、四の地点から八七度一三分五三秒六三・七

〇メートルの地点を中心とする半径六三・七〇メートルの円で四の地点と五の地点を結ぶ西側の円弧、五の地点から三二二度四九分二八秒四六・一三メートルの地点を中心とする半径四六・一三メートルの円で五の地点と六の地点を結ぶ東側の円弧、六の地点から八七度〇八分三二秒六三・三二メートルの地点を中心とする半径六三・三二メートルの円で六の地点と七の地点を結ぶ西側の円弧、七の地点から三二二度四九分一六秒四六・一二メートルの地点を中心とする半径四六・一二メートルの円で七の地点と八の地点を結ぶ東側の円弧、八の地点と九の地点を結ぶ平成十四年秋分の満潮位(D. L. + 一・二九メートル)（以下「満潮位」という。）における公有水面と防波堤との境界線及び一〇の地点と九の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

2 第二工区

(1) 第一区

次の十の地点と十一の地点を結んだ線、十一の地点から一一四度四七分五五秒八六二・三二メートルの地点を中心とする半径八六二・三二メートルの円で十一の地点と十二の地点を結ぶ西側の円弧、十二の地点から一五の地点までを順次結んだ線、十一の地点から一一四度四七分五五秒八六二・三二メートルの地点を中心とする半径八六二・三二メートルの円で十五の地点と十六の地点を結ぶ西側の円弧及び十の地点と十六の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

(2) 第二区

次の十七の地点と十八の地点を結んだ線、十八の地点から三〇度二分五〇秒一一・一七メートルの地点を中心とする半径一一・一七メートルの円で十八の地点と十九の地点を結ぶ西側の円弧、十九の地点と二十の地点を結んだ線、二十の地点から一一二度五〇分一八秒一一・六一メートルの地点を中心とする半径一一・六一メートルの円で二十の地点と二十一の地点を結ぶ北側の円弧、二十一の地点から二十六の地点までを順次結んだ線、二十六の地点から二七度三五分二〇秒一一・三八メートルの地点を中心とする半径一一・三八メートルの円で二十六の地点と二十七の地点を結ぶ西側の円弧、二十七の地点と二十八の地点を結んだ線、二十八の地点から一一二度四二分三一秒一一・三八メートルの地点を中心とする半径一一・三八メートルの円で二十八の地点と二十九の地点を結ぶ北側の円弧、二十九の地点と三十の地点を結んだ線及び十七の地点と三十の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域
一の地点 下関市豊浦町大字小串字切石の笠松三等三角点（北緯三四度一〇分四五・五二二秒、東経一三〇度五五分三七・一一七秒）（以下「基準点」という。）から一七〇度一八分二二秒六〇一・〇二メートルの地

点

- 2の地点 1の地点から二八九度五九分五六秒八九・三八メートルの地点
- 3の地点 2の地点から二〇度〇〇分一七秒八・八三メートルの地点
- 4の地点 3の地点から八度三八分一六秒一八・二六メートルの地点
- 5の地点 4の地点から二〇度〇一分三〇秒四九・二三メートルの地点
- 6の地点 5の地点から一九度五八分二秒三五・七六メートルの地点
- 7の地点 6の地点から一九度五九分五二秒四九・一八メートルの地点
- 8の地点 7の地点から三一度二分五五秒一八・二六メートルの地点
- 9の地点 8の地点から二〇九度五七分一三秒八〇・八七メートルの地点
- 10の地点 基準点から一七五度四九分二九秒七四・一九メートルの地点
- 11の地点 10の地点から二九四度四七分五六秒一〇・八七メートルの地点
- 12の地点 11の地点から二四度五九分二〇秒一二・四九メートルの地点
- 13の地点 12の地点から二九七度〇九分三三秒〇・九九メートルの地点
- 14の地点 13の地点から二六度〇二分三六秒一一・一八メートルの地点
- 15の地点 14の地点から一六度二六分〇〇秒〇・九八メートルの地点
- 16の地点 15の地点から二七度五三分四三秒四三・九八メートルの地点
- 17の地点 基準点から一八七度五五分二一秒一、一三〇・〇メートルの地点
- 18の地点 17の地点から二九度四〇分四二秒五・九九メートルの地点
- 19の地点 18の地点から三四五度五五分一五秒一五・九五メートルの地点
- 20の地点 19の地点から二八度三三分二四秒一九・七一メートルの地点
- 21の地点 20の地点から七三度二七分五五秒一五・四三メートルの地点
- 22の地点 21の地点から二七度二分三三秒三七・六六メートルの地点
- 23の地点 22の地点から二六度五六分五七秒二二・〇六メートルの地点
- 24の地点 23の地点から二六度五七分三八秒一八・〇〇メートルの地点
- 25の地点 24の地点から二七度〇四分二秒一九・九八メートルの地点
- 26の地点 25の地点から二六度二七分一七秒八・七〇メートルの地点
- 27の地点 26の地点から三四二度四三分五八秒一六・一三メートルの地点
- 28の地点 27の地点から二六度三八分三八秒一八・一八メートルの地点
- 29の地点 28の地点から六五度五三分三八秒一六・九四メートルの地点
- 30の地点 29の地点から二三度三分三三秒一二・五二メートルの地点

(三) 面積

- 1 第一工区 一六、七〇九・四〇平方メートル
- 2 第二工区

(1) 第一区

四五九・四二平方メートル

(2) 第二区

三、五九一・〇七平方メートル

二 免許の年月日及び番号

平成十六年一月十三日 指令港湾第七号の四

三 関係図書を閲覧できる市町

下関市

四 認可を受けた者

下関市南部町一番一号

下関市

五 認可の年月日

平成二十三年一月二十四日

山口県告示第五十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十三年二月一日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	幅 (メートル) <small>員</small>	延 (メートル) <small>長</small>	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
下松市清瀬町三丁目五一六の一、五一七の一、四、五一六の二五及び五七〇〇の七	四・〇〇五・〇	四一・九	二〇一・五二



(一八) 国土調査の成果の認証
 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成二十三年二月一日

山口県知事 二井 関 成

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
下関市	平成二十年四月二十三日から平成二十二年三月十日まで	下関市地籍図 下関市地籍簿	大字前田、長府浜浦西町、長府向田町及び前田二丁目の各一部
萩市	平成二十年四月二十二日から平成二十二年三月一日まで	萩市地籍図 萩市地籍簿	大字椿東の一部
岩国市	平成二十年四月三十日から平成二十一年十二月二十一日まで	岩国市地籍図 岩国市地籍簿	周東町祖生の一部
"	平成二十年四月三十日から平成二十二年三月八日まで	" "	錦町須川の一部
長門市	平成二十年五月二日から平成二十二年二月十四日まで	長門市地籍図 長門市地籍簿	東深川及び深川湯本の各一部
"	平成二十年五月二日から平成二十二年三月二十三日まで	" "	日置中及び日置野田の各一部
美祢市	平成二十年五月七日から平成二十二年三月二十三日まで	美祢市地籍図 美祢市地籍簿	大領町東分及び東厚保町川東の各一部
周南市	平成二十年五月十二日から平成二十二年二月二十二日まで	周南市地籍図 周南市地籍簿	大字鹿野下及び大字湯野の各一部

二 認証年月日

平成二十三年二月一日

(一九) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十三年二月一日から同年六月一日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年二月一日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 デイオ防府南店

所在地 防府市大字浜方一六の三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 大黒天物産株式会社

住所 岡山県倉敷市堀南七〇四の五

三 変更に係る事項の概要

代表者の氏名 大賀 昭司

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗の名称	(仮称) デイオ防府南店	デイオ防府南店

四 届出年月日

平成二十三年一月二十日

五 変更年月日

平成二十二年十二月七日

(二〇) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十三年二月一日から同年六月一日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年二月一日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 デイオ防府南店

所在地 防府市大字浜方一六の三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名
 大黒天物産株式会社 岡山県倉敷市堀南七〇四の五 大賀 昭司
 三 変更に係る事項の概要

駐車場の自動車の出入口の数	変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
	三箇所		二箇所

四 届出年月日
 平成二十三年一月二十日
 変更年月日
 平成二十三年一月二十一日

(二一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十二年九月十四日山口県公告(二九七)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。
 当該意見は、平成二十三年二月一日から同年三月一日までの間、山口県商工労働部商政課並びに山口市経済産業部商工振興課及び山口市小郡総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年二月一日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 アルク小郡店
 所在地 山口市小郡下郷二二七三の一
 二 意見の概要
 交通に係る事項について配慮を求める。

(二二) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十三年二月一日

一 就任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏 名	住 所
山口市吉敷畑土地改良区	理 事	吉村 英之	山口市吉敷三九三
	監 事	増本 通夫	三七九
		木村 實	三三七
		小林 松二	五〇五
		杉本 清照	二九八
		宗村 勝正	四〇一
		村田 茂雄	一八五の二

二 退任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏 名	住 所
山口市吉敷畑土地改良区	理 事	吉村 英之	山口市吉敷三九三
		増本 通夫	三七九
		木村 實	三三七
		中井手義彦	三五三の一
		杉本 清照	二九八
		宗村 勝正	四〇一
		小林 松二	五〇五

平成二十三年二月一日
発行

発行
行人所

山口県知事
山田 隆